

第3回 刈谷市犯罪被害者等支援条例検討委員会 次第

令和8年1月14日（水）10時から
刈谷市役所701会議室

議題

1 会議の公開について

議題2～5 全部又は一部を非公開について

<参考>

刈谷市附属機関等の会議の公開に関する指針（抜粋）

3 公開基準

(1) 略（該当なし）

(2) 公開することにより、公正又は円滑な会議の運営が阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

2 パブリックコメント手続制度 意見募集結果について（資料1）

(1) 実施期間 令和7年12月1日～令和8年1月5日 36日間

(2) 閲覧場所 刈谷市ホームページ、市役所ほか市内13公共施設

(3) 意見 0件（意見を出せる人：市内在住、在勤または在学の人、市内に事務所
または事業所を有する人、本条例に利害関係を有する人）

3 刈谷市犯罪被害者等支援条例（案）について（資料2）

4 刈谷市犯罪被害者等支援制度（案）について（資料3）

経済的負担の軽減（支援金の支給）、日常生活の支援（配食、ホームヘルプサービス）

5 その他

令和8年2月13日 令和8年3月議会上程

4月 1日 ・施行予定

刈谷市犯罪被害者等支援条例、刈谷市犯罪被害者等支援金支給

要綱、刈谷市犯罪被害者等日常生活支援実事業施要綱

・市ホームページの掲載「刈谷市犯罪被害者等支援条例施行」

時期未定 職員研修（犯罪被害者等支援事業関係各課）